

## 「象の鼻テラス」の次期活用事業者を公募します

平成 21 年 6 月に文化観光交流拠点としてオープンした象の鼻パーク内の「象の鼻テラス」では、プロポーザルで選定された民間事業者の運営により、無料休憩スペース、観光インフォメーション、展示ギャラリーなどの利用のほか、屋内外を活用したイルミネーションイベント、障害者と協働した現代アートの国際展、パフォーミングアーツ等を実施してきました。また、本市の推進する創造都市施策では、象の鼻テラスはアーティスト・クリエイターの活動を発信する施設「創造界限拠点」の一つとして位置づけられています。

平成 26 年度で 3 年間の活用期間が終了しますが、次年度以降も引き続き文化観光交流拠点として活用していくため、あらためて運営事業者を公募します。



象の鼻テラス外観

Photo:DAICI ANO



象の鼻テラス内観

Photo:DAICI ANO

### 1 「象の鼻テラス」概要

#### 施設概要

- ・所在 横浜市中区海岸通一丁目
- ・面積 約 600 m<sup>2</sup>
  - 無料休憩スペース 約 350 m<sup>2</sup>  
(うち展示スペース) 約 200 m<sup>2</sup>
  - 便益施設 (カフェ厨房等) 約 20 m<sup>2</sup>
  - その他 約 230 m<sup>2</sup>  
(トイレ、倉庫、管理室等)



### 2 これまでの実施事業例

#### ◇ スマートイルミネーション横浜(平成 23 年度～)

アーティストや大学、企業などと連携して新たな夜景の創造を試みる、省エネ技術を用いたイルミネーションイベント

#### ◇ ポート・ジャーニー・プロジェクト(平成 23 年度～)

クリエイティブなまちづくりを推進する世界各地の港町とアーティスト・イン・レジデンス等の文化交流を行うプロジェクト

#### ◇ ヨコハマ・パラトリエンナーレ 2014(平成 26 年度)

“障害者”と“多様な分野のプロフェッショナル”の協働から生まれる現代アートの国際展

### 3 公募の概要

#### (1) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により業務を委託する事業者を特定します。提案書等の提出書類及びヒアリングにおける提案内容を、評価項目に基づき、象の鼻テラス運営団体選考分科会及び横浜市創造界限形成推進委員会で審議します。

#### (2) 委託業務の件名

「象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託」

#### (3) 委託期間について

委託は単年度ごとの契約となりますが、業務の評価に基づき平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの最大5年間の契約を可能とします。

#### (4) 業務概要

業務項目		主な内容
管理運営業務	運営統括	施設の全体的な運用調整、年間運営計画および報告書の作成
	施設管理運営	無料休憩スペースの運営、周辺観光施設およびイベント等の窓口案内、施設の安全管理、照明・音響機器等の点検・維持管理 等
	施設広報	施設全体の広報計画立案・策定および実施
文化芸術事業実施業務	文化芸術事業統括	事業計画及び実施計画の立案・策定、事業実施における対外調整やクオリティ管理 等
	自主企画等・連携事業実施	自主企画及び他団体との連携によるアートプログラム(展示、舞台公演等)の実施
	協力事業コーディネート	横浜市主催事業、他団体の事業等の開催コーディネート
	事業広報	文化芸術事業の広報計画立案・策定および実施
	館内作品展示	日常的に質の高いアート作品・映像作品を館内に展示

※この他、便益施設(カフェ)運営業務として、軽飲食サービスを提供するため象の鼻テラス内にカフェを出店し営業します(委託業務の範囲には含まれません)。

#### (5) 実施スケジュール(予定)

平成 26 年	8 月 27 日(水)	公募開始
	9 月 12 日(金)	入札参加資格審査申請締切 ←
	9 月 16 日(火)	施設見学
	9 月 19 日(金)	質問書締切
	10 月 3 日(金)	質問書回答
	10 月 20 日(月)	参加意向申出書提出締切
	10 月 23 日(木)	参加資格確認の通知発送
	11 月 4 日(火)~5 日(水)	提案書提出期間
	11 月	第 1 次評価(書類審査)
	11 月	第 2 次評価(ヒアリング審査)
	12 月中旬	結果発表

※入札参加資格のない方はこの日までに手続きを完了して下さい。  
10 月 16 日(木)以降資格が有効となります。

※ 公募の詳細については、下記 URL から実施要領・提案書作成要領・業務説明資料をダウンロードしてご覧ください。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/news/zou-koubo.html>

お問合せ先		
文化観光局創造都市推進課創造まちづくり担当課長	清田 伯人	Tel 045-671-3425